

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

栃木国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

国民年金保険料は、妻が私の分も含め二人分を納めていた。申立期間の保険料について、妻が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人及びその妻は、昭和 42 年 4 月に国民年金保険料の納付を開始し、60 歳到達により被保険者資格を喪失するまで、申立人の申立期間を除き、保険料をすべて納付しているとともに、前納制度を積極的に活用しているなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間の前後 10 年間において、申立人及びその妻の保険料の納付日はおおむね同一であることが確認でき、申立期間について、その妻が納付済みであるにもかかわらず、申立人が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

昭和51年4月ごろ、自ら国民年金の加入手続を行い、保険料については、当然の義務と思い納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外に未納は無く、第3号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、年金制度及び保険料納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の昭和55年度の欄に「カ」の表示があるため、申立期間についての未納者カードが作成され、申立人は、納付勧奨を受けたと考えられることから、任意加入期間であり、かつ3か月と短期間である当該期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年2月から同年3月まで

私は、昭和52年4月ごろ国民年金の加入手続をし、その場で一年分の保険料を納めたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に国民年金へ加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後は任意加入するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「母親から、納め忘れることがないように前納で保険料を納めることを勧められたため、加入時に1年分の国民年金保険料を前納し、以後も前納するようしていた。」と申し立てており、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録によると、申立人の母親は昭和46年4月以降、おおむねすべての保険料を前納しているとともに、申立人自身も積極的に前納制度を利用していることが確認できることから、その主張内容には信憑性が認められる。

さらに、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月1日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から42年8月1日まで

私は、昭和38年6月1日から42年9月3日まで、A社に正社員として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の加入記録が、42年8月1日から同年9月3日までしか残っていないことに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和42年6月1日から同年8月1日までの期間について、同年6月に当該事業所に入社した同僚は、「間違いなく、私が入社した時には、申立人は既に勤務していた。」、「申立人は自分と同じ運転手の仕事をしていた。」と証言しており、別の元同僚も、「申立人は正社員であり、待遇は他の運転手と同じだったので、申立人のみが厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。」と証言している。

また、元同僚は、「当時の従業員は5名であった。」と証言しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年6月1日に申立人を除く4名が被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和42年8月のオンライン記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散している上、事業主も他界しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和38年6月1日から42年6月1日までについては、元同僚から申立人の勤務実態についての証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は、昭和42年6月1日であることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業主も他界していることから、当該期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年12月10日については〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、16年7月9日については〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月9日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社が提出した給料台帳から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該給料台帳の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年12月10日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、16年7月9日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(別紙)

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間(賞与支給日)及び標準賞与額	
					平成15年 12月10日	平成16年 7月9日
972		男	昭和30年生		32万円	35万円
973		男	昭和53年生		15万円	17万円
974		男	昭和44年生		22万円	22万円
975		男	昭和44年生		30万円	24万円
976		男	昭和50年生		25万円	22万円
977		男	昭和42年生		32万円	33万円
978		男	昭和45年生		30万円	30万円
979		男	昭和45年生		30万円	28万円
980		男	昭和38年生		35万円	33万円
981		男	昭和50年生		9万8,000円	11万8,000円
982		男	昭和55年生		22万円	20万円
983		男	昭和55年生		22万円	20万円
984		男	昭和52年生		20万円	20万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成2年10月1日から3年7月1日まで
ねんきん定期便を見ると、申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比較すると、非常に低く記録されている。しかし、当該期間は、会社の経営状況も良く、38万円から40万円ぐらいの給与をもらっていたと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録では、17万円として記録されている。

しかしながら、申立人の標準報酬月額は、申立期間に係る平成2年の定時決定を含む5年間（元年8月随時改定から6年8月随時改定まで）のオンライン記録によれば、元年8月には随時改定により34万円、3年7月には随時改定により41万円、4年8月には随時改定により47万円、6年8月には随時改定により56万円となっている。

また、申立期間前後の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額・保険料月額表の等級で見ると26等級であるが、申立期間のみ13等級（17万円）と大幅に下がっており不自然である。

さらに、社会保険事務所（当時）は、標準報酬等級に2等級以上の差が生じる際には、標準報酬月額を随時改定することとなるが、平成元年8月1日から2年10月1日までの期間について、随時改定が行われた記録は無い上、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も無い。

加えて、申立期間当時、社会保険の事務手を担当していた従業員は、「申立期間については、翌年の算定基礎届の提出時期に標準報酬月額が取り違って記録されていることを知り、社会保険事務所職員にその旨を伝えたところ、同職員は『直しておく。』と言った。当時の算定基礎届の用紙は5人記載の様式であったが、前後のページの標準報酬月額のデータが取り違えら

れていたと思う。2、3人は間違いなく違っていた。」と証言している。

その上、申立期間に係る平成2年10月の定時決定時に在籍していた10人（申立人を含む。）のオンライン記録を見ると、代表取締役及び取締役の標準報酬月額記録と従業員の標準報酬月額記録が、申立期間のみ取り違えられて記録されていることが推認できる。通常、算定基礎届の用紙は、健康保険被保険者証の整理番号順に記載されることから、申立人は、同用紙の1枚目の3番目に記載されていたと推認できるが、申立人の申立期間前後の記録は34万円及び41万円であるにもかかわらず、申立期間のみ17万円となっており、同用紙の2枚目の3番目に記載されていたと推認できる従業員の記録は、昭和63年6月の資格取得時は12万6,000円、元年8月からは15万円、申立期間となる2年10月は36万円と記録されている。

以上のことから判断すると、当該事業所が当初、社会保険事務所に提出した算定基礎届2枚について、前後のページの標準報酬月額記録が誤って入力され記録されたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和55年11月26日から同年12月1日まで

給与支払明細書から厚生年金保険料が差し引かれているので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与支払明細書、事業主が保管する労働者名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に昭和55年6月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされている。

したがって、申立人に係る昭和55年6月の標準報酬月額については、給与支払明細書により確認できる報酬月額から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）の資格取得日が昭和 55 年 7 月 1 日となっていることから、事業主は同日を申立人の資格取得日として社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する給与支給明細書及び事業主が保管する所得税源泉徴収簿により、申立人は昭和 55 年 11 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録における、申立人の離職日は昭和 55 年 11 月 25 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日(昭和 55 年 11 月 26 日)及びオンライン記録と符合している。

また、申立人は、当該事業所に昭和 55 年 11 月 25 日まで勤務したと主張しており、同年 11 月 30 日まで勤務した事実は確認できない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 55 年 11 月 26 日であり、申立人の主張する同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月まで及び同年7月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から6年2月まで
② 平成6年7月から7年2月まで

私が20歳になった時、国民年金の加入手続を母親が市役所の出張所で行ってくれて、申立期間の保険料についても母親が同出張所で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の手続に直接関与していないとしているとともに、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間^{あいまい}の保険料を納付していたとするその母親から聴取しても、当時の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳、及びオンライン記録のいずれによっても、申立人が現在までに国民年金に加入した事実は確認できず、市役所に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている。

さらに、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から60年11月まで
昭和54年5月に夫が会社を退職した際、夫の国民年金の加入手続をし、その後は私が夫婦二人分の保険料をまとめて納付していたので、夫の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和54年5月に申立人が会社を辞めた際、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は自らの保険料と一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は60年12月に国民年金に任意加入しているとともに、区役所が保管している57年12月現在の国民年金年度別納付状況リストでも、申立人は資格喪失者として記録され、住所も記載されておらず、申立人が申立期間において国民年金の被保険者であった事実が確認できない。

また、国民年金の任意加入被保険者はさかのぼって保険料を納付することができず、申立人の妻から聴取しても、まとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人の妻は申立期間以前から国民年金に任意加入しており、仮に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和54年5月に国民年金の加入手続が行われていたとすれば、その妻は強制加入に切り替わるべきところ、当該記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらず、別の国民年金手帳

記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 3 日から 59 年 7 月 28 日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、自分が記憶している当時の給与額と比べて低いことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、季節労働のため短期雇用契約であり、給与の総支給額は 20 万円程度あったと主張しており、A社に照会したところ、「申立人に係る報酬額及び保険料控除額が確認できる資料は残存していないが、短期雇用者の資格取得届については、採用時に残業手当等が見込めないため基本給に通勤手当を加えた支給額で届出をしており、その後の定時決定において、残業手当等を含めた標準報酬月額になる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期に入社した複数の同僚の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同額の 11 万 8,000 円であり、申立人は最初の定時決定より前に資格喪失しているものの、継続して勤務していた者については、昭和 59 年 10 月の定時決定において 24 万円に改定されていることが確認できる。

さらに、健康保険組合については、当時の関係資料について保存期限経過のため残存していないとしているが、企業年金基金連合会が管理する申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料が無く、保険料控除額についても記憶していないとしている。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 988 (事案 173 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 6 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 8 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を確認したところ、A社とB社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を受けたが、当時厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書や源泉徴収票等の保険料控除を証明する資料も無いこと、社会保険事務所の被保険者原票を調査したところ、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人が被保険者資格を取得した形跡は確認できないこと、事業所が保管していた申立期間当時の雇入れ台帳及び社会保険記録簿にも、申立人の記録は存在しないこと、及び同僚も、「自分も入社してすぐには厚生年金保険に加入していない。」と証言していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当り複数の同僚の名前を挙げているが、いずれの同僚も入社後 8～12 か月経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該期間においておおむね申立人と同様の職歴を有する別の同僚 1 人については、厚生年金保険の加入期間は見当たらない。

また、当該事業所の担当者によると、「雇用保険・労働者災害保険も含め

て当社の社会保険記録簿を再度確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。」と回答している。

申立期間②については、同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所になっていないこと、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを証明する給与明細書及び源泉徴収票等の資料も無いこと、申立人は、会社から支給された健康保険証を使用していたと主張しており、親会社であるC社も、「当社と同様に、関連子会社はD健康保険組合に加入していた。」と証言しているが、当該健康保険組合はすでに解散しており、事情を聴取できず、親会社においても資料は無いため、健康保険の記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当り新たな資料は提出しておらず、申立人とおおむね同様の職歴を有する同僚1人について調査しても、厚生年金保険の加入記録が見当たらない上、当該同僚は、「厚生年金保険の加入記録が無いことについては納得している。」と証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 10 月 16 日まで

申立期間について、昭和 57 年 10 月 16 日に被保険者資格を取得したことになるが、55 年 9 月ころに A 社 B 店のオープンに当たって従業員の募集に応募し、準社員として採用され、給料から社会保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の上司及び事業主の供述等により、申立人が申立期間において A 社 B 店に準社員として勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、当時、準社員は時給及び勤務期間数を基に年収を計算し、夫の被扶養者に該当する者については厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人についても年収が上がり被扶養者に該当しなくなった時点で厚生年金保険に加入させた旨供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は当該事業所において昭和 57 年 10 月 16 日に資格を取得し、59 年 8 月 3 日に離職しており、厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、昭和 51 年 6 月 21 日から 57 年 10 月 16 日まで国民年金に任意加入し保険料を納付していることが確認できる上、ほかに申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 20 日から同年 8 月 4 日まで

私は昭和 44 年 1 月 20 日から A 社に勤務し、給与明細書は所持していないが、最初の給与をもらった時に厚生年金保険料が控除されていることを確認した。それにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部について、A 社に勤務していたことは推認できるものの、申立人と同時期に厚生年金保険に加入している複数の同僚に照会したところ、いずれも「入社してすぐには厚生年金保険には加入しておらず、しばらくしてから加入している。」と証言しているとともに、当該事業所の担当者に申立期間当時の社会保険の取扱いについて照会しても、「当時の資料が残っていないため不明であるが、当時は試用期間があったと思われる。」と回答していることから、当該事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがわかる。

また、申立人が唯一名前を挙げた元上司は、既に他界しており、当時の状況を聴取することができない。

さらに、申立期間について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 34 年 8 月 31 日まで
年金事務所の記録によると、脱退手当金を受給したことになっているとのことだが、私は、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年11月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間に係る事業所において申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性被保険者44人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め30人が資格喪失日からおおむね6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。